

第65回 山形県中学校総合体育大会（夏季大会）基本要項（案）【抜粋】

15 参加資格の特例

- ① 学校教育法第134条の各種学校在籍生徒
学校教育法第134条の各種学校（1条校以外）に在籍し、各県中学校体育連盟の予選会に参加を認められた生徒であること。
 - ② 地域クラブ活動に所属する中学生
地域クラブ活動に所属し、各競技団体等に参加を認可された生徒、もしくは推薦された生徒であること。ただし、各競技要項に記載してある細則に従うこと。
 - ③ 参加を希望する各種学校・地域クラブ活動は、以下の条件を具備すること。
 - ア 山形県中学校総合体育大会の参加を認める条件
 - (ア)山形県中学校体育連盟の目的及び長年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。
 - (イ)生徒の年齢及び修業年限が我が国の中学校と一致している（山形県内の中学校に在籍している生徒であること）。
 - (ウ)参加を希望する各種学校にあつては日常継続的に当該顧問教員の指導のもとに、また地域クラブ活動にあつては日常継続的に代表者もしくは指導資格を有する指導者の指導のもとに、適切に行われていること。
 - (エ)『学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン』（令和4年12月27日スポーツ庁・文化庁発出）の「Ⅱ 新たな地域クラブ活動」を遵守していること。
 - (オ)当該競技を管轄する中央競技団体もしくは県競技団体に登録されていること。かつ同じ内容で山形県中学校体育連盟に登録していること。（②のみ対象）
 - (カ)予選会となる全ての大会において、競技役員や審判など運営上必要な事項に協力すること。
 - (キ)地域クラブ活動で中学校体育連盟主催大会に参加する場合、在籍中学校での大会参加は認めない。その逆も同様である。（②のみ対象）
 - ※ 一連の大会（県中総体（予選会を含む）から全国大会まで）期間中の参加区分の変更は認めない。（7 参加資格（2）を前提とすること）
 - イ 山形県中学校総合体育大会に参加した場合に守るべき条件
 - (ア)大会開催基準、基本要項、各競技要項を守り、出場する競技の大会申し合わせ事項に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。
 - (イ)大会参加に際して、各種学校においては責任ある当該校校長・教員・部活動指導員が、地域クラブ活動においては責任ある代表者・指導者が生徒を引率すること。また、万一の事故発生に備え、傷害保険等に加入するなどして、万全の事故対策を立てておくこと。
 - (ウ)大会開催に要する経費については、必要に応じて応分の負担をすること。
 - (エ)団体競技における同一地域クラブ活動（活動母体が同一の場合も含む）での出場は1チームのみとする（複数のチームは参加できない）。（②のみ対象）
 - ウ チーム編成の条件（東北中体連での取決め）
 - (ア)団体競技（種目）に参加する際には、同一県内中学校に在籍する選手でチーム編成することとし、県境を越えたチーム編成は認めない。
 - エ 参加を認めない場合
 - (ア)予選を含めた大会参加申込に際して、参加条件に虚偽の内容が判明した場合は参加を認めない。
- ※1 上記特例②以降について、令和5年4月1日より適用する。
※2 上記特例②以降については、専門部ごとに大会参加に関する細則を加えることができる。
※3 上記特例②以降については、今後も検討を続けていく。